

大和市放課後児童クラブの入会優先順位判断表

大和市放課後児童クラブの入会優先順位は、「大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則」に基づき決定する。

○大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則

<p>(入会の優先順位)</p> <p>第4条 入会の承認の優先順位は、第1学年から第6学年までの学年の低い児童の順とする。</p> <p>2 学年が同じ場合の入会の承認の優先順位は、次に掲げる順序による。</p> <p>(1) 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年大和市条例第26号）第2条第2項に定めるひとり親家庭の児童又は保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者である児童</p> <p>(2) 保護者の疾病又は病弱のため児童の健全な育成を行うことができない家庭の児童</p> <p>(3) 保護者がいずれも就労している家庭の児童</p> <p>(4) 前3号に定める児童以外の児童</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、入会の承認の優先順位を変更することができる。</p>
--

2 (1) 世帯状況

項目
生活保護受給世帯
ひとり親世帯（母子・父子・児童扶養手当受給世帯・ひとり親家庭医療費助成世帯）

判断基準

- 生活保護受給世帯は、生活保護受給票（写し）の提出の有無で判断する。
- ひとり親世帯は、入会申請書の世帯構成、児童扶養手当証書（写し）、ひとり親家庭等医療証(写し)の提出の有無で判断する。

(2) 保護者状況

項目
保護者が疾病又は病弱

判断基準

- 疾病を理由に児童クラブの利用を申請し、申立書と診断書の提出の有無で判断する。

(3) 保護者の就労状況

項目	
就労状況	①週40時間以上
	②週24時間以上週40時間未満
	③週24時間未満

判断基準

- 就労状況は父母のどちらか少ない方を採用する。
- 日曜・祝日は就労時間に含まない。
- 就労状況は、就労証明書の就労時間の記載内容で判断する。  
 固定就労の場合：合計時間から一週当たりの就労日数で割り、週あたりの時間数を算出する。  
 変則就労の場合：主な就労時間帯・シフト時間帯に週間あたりの日数を掛けて週あたりの時間数を算出する。
- ①、②、③の順で優先とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、入会の承認の優先順位を変更することができる。

項目	
特に配慮を必要とする児童	①児童相談所からの要請が確認された児童
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する児童	②重度の場合（1・2級（療育手帳においてはA1・A2）相当）
	③中度の場合（3・4級（療育手帳においてはB1・B2）相当）
育成料の未納がある場合	④正当な理由がなく育成料の未納が確認された場合

判断基準

- ①は児童相談所からの要請が確認されたかで判断し、第1学年と同等の優先順位とする。
- ②は児童健康等生活調査票の記載内容で判断し、優先順位を3学年繰り上げる。
- ③は児童健康等生活調査票の記載内容で判断し、優先順位を2学年繰り上げる。
- ④は育成料の納付状況で判断し、未納月が2ヶ月の場合は優先順位を1学年繰り下げる。  
 3ヶ月以上未納の場合は大和市放課後児童クラブ事業条例より、入会承認の取消しとする。